

長泉町障害者日常生活用具給付等事業実施要項

別表(第3条、第9条、第13条関係)

品目	対象者		性能		耐用年数	基準額(円)
	身体障害者	身体障害児、知的障害者及び知的障害児	身体障害者	身体障害児、知的障害者及び知的障害児		
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等にあつては、寝たきりの状態にある者(※)	—	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	—	8年	154,000
特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。) 難病患者等にあつては、寝たきりの状態にある者(※)	重度又は最重度の知的障害児・者及び下肢又は体幹機能障害2級以上の児童であつて、それぞれ原則として3歳以上のもの 難病患者等にあつては、寝たきりの状態にある者(※)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	失禁等による汚染又は損耗を防止するため、マット(寝具)にビニール等の加工をしたもの	5年	70,000
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。) 難病患者等にあつては、自力で排尿できない者(※)	下肢又は体幹機能障害1級の児童であつて、常時介護を要するもので、原則として学齢児以上のもの 難病患者等にあつては、自力で排尿できない者(※)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害児等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たつて、家族等他人の介助を要する者に限る。)又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童であつて、入浴に介護を要するもので、原則として3歳以上のもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	障害児等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たつて、家族等他人の介助を要する者に限る。) 難病患者等にあつては、寝たきりの状態にある者(※)	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童であつて、下着交換等に当たつて家族等他人の介助を要するもので、原則として3歳以上のもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	介護者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	障害児等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	15,000

		則として学齢児以上のもの 難病患者等にあつては、寝たきりの状態にある者(※)				
移動用 リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能障害のある者(※)	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童であつて、原則として3歳以上のもの 難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能障害のある者(※)	介護者が重度身体障害者等を移動させるに当たつて、容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	介護者が重度身体障害児等を移動させるに当たつて、容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	4年	159,000
訓練い す	—	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童であつて、原則として3歳以上のもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	—	原則として付属のテーブルをつけるものとする	5年	33,100
訓練用 ベッド	—	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童であつて、原則として学齢児以上のもの 難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害があるもの(※)	—	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200
カーシ ート	体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者であつて、障害等級2級以上のもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	—	障害者等が乗車時における座位保持を可能とする機能を有するもの	—	3年	50,000
入浴補 助用具	下肢又は体幹機能障害者であつて、入浴に介助を必要とするもの 難病患者等にあつては、入浴に介助を要する者(※)	下肢又は体幹機能障害児であつて、入浴に介助を要するもので、原則として3歳以上のもの 難病患者等にあつては、入浴に介助を要する者。(※)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	5年	90,000
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童であ	障害者等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができ	手すりつきのもの(ただし、取替えに当たり	8年	29,800

	難病患者等にあつては、常時介護を要する者(※)	って、原則として学齢児以上のもの 難病患者等にあつては、常時介護を要する者(※)	る。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	住宅改修を伴うものを除く。)		
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者であつて、必要と認められるもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	重度又は最重度の知的障害児・者であつて、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの、又は、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する児童であつて、必要と認められるもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	12,160
T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者であつて、必要と認められるもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する児童であつて、必要と認められるもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	障害者等が容易に使用し得るもの	障害児等が容易に使用し得るもの	3年	3,000
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者であつて、家庭内の移動等において介助を必要とするもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする児童であつて、原則として3歳以上のもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害児等の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年	60,000
特殊便器	上肢機能障害2級以上 難病患者等にあつては、上肢機能に障害のある者(※)	重度又は最重度の知的障害児・者であつて、訓練を行つても自ら排便後の処理が困難なも	温水温風を出し得るもの(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	温水温風を出し得るもの及び介護者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの	8年	151,200

		の及び上肢機能障害2級以上の児童であつて、原則として学齢児以上のもの 難病患者等にあつては、上肢機能に障害のある者(※)		(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)		
火災警報器	障害等級2級以上で、その障害により火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	重度又は最重度の知的障害児・者及び身体上の障害が2級以上の児童であつて、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500
自動消火器	障害等級2級以上で、かつ、火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの 難病患者等にあつては、火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等(※)のみの世帯及びこれに準ずる世帯	重度又は最重度の知的障害児・者及び身体上の障害が2級以上の児童であつて、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの 難病患者等にあつては、火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等(※)のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
電磁調理器	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等(日常生活上必要と認められる世帯。)	重度又は最重度の知的障害児・者で18歳以上のもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	障害者等が容易に使用し得るもの	障害者等が容易に使用し得るもの	6年	41,000
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	視覚障害2級以上の児童であつて、原則として学齢児以上のもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	障害者等が容易に使用し得るもの	障害児等が容易に使用し得るもの	5年	7,000
聴覚障害者用	聴覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難	—	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	—	5年	87,400

屋内信号装置	病患者等(日常生活上必要と認められる世帯。)					
視覚障害者用音声ICタグレコーダー	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	視覚障害2級以上の児童であって、原則として学齢児以上のもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	物の識別を容易にする製品であって、ICタグその他の識別情報を無線等により読み取り、当該識別情報とあらかじめ関連づけられた登録音声データを音声により案内を行う機能を有する器機であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	物の識別を容易にする製品であって、ICタグその他の識別情報を無線等により読み取り、当該識別情報とあらかじめ関連づけられた登録音声データを音声により案内を行う機能を有する器機であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、視覚障害児等が容易に使用し得るもの	5年	59,800
車いす(貸与)	下肢機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって、下肢用の義肢・装具(以下装具等)を使用しており、それらの修理が必要なもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	下肢機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって、下肢用の義肢・装具(以下装具等)を使用しており、それらの修理が必要なもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	障害者等が装具等を修理する間の移動を可能とするもの	障害児等が装具等を修理する間の移動を可能とするもの	装具等の修理に要する期間	介護保険単価
地震防災用具	障害等級4級以上の身体障害者であって、地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じるもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	重度又は最重度の知的障害児・者及び身体上の障害が4級以上の児童であって、それぞれ地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じるもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	地震発災若しくは避難中に障害者等が容易に使用しうるもの、又は地震発災時に障害者等の安全を確保する機能を有し、次に掲げるもの ・防災用ベスト ・防災用リュック ・その他障害に関する専門的な知識や技術を要する防災用具であって、一般的に普及していないもの	地震発災若しくは避難中に障害児・者が容易に使用しうるもの、又は地震発災時に障害児等の安全を確保する機能を有し、次に掲げるもの ・防災用ベスト ・防災用リュック ・その他障害に関する専門的な知識や技術を要する防災用具であって、一般的に普及していないもの	5年	・防災用ベスト:5,000 ・防災用リュック:7,000 ・その他:50,000

透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うもの又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等	腎臓機能障害3級以上の児童であって、原則として3歳以上のもの又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等	透析液を加温し、一定温度に保つもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの 難病患者等にあつては、呼吸機能に障害がある者（※）	呼吸器機能障害3級以上の児童又は同程度の身体障害児であつて、必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの 難病患者等にあつては、呼吸機能に障害がある者（※）	障害者等が容易に使用し得るもの	障害児等が容易に使用し得るもの	5年	36,000
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの 難病患者等にあつては、呼吸機能に障害がある者（※）	呼吸器機能障害3級以上の児童又は同程度の身体障害児であつて、必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの 難病患者等にあつては、呼吸機能に障害がある者（※）	障害者等が容易に使用し得るもの	障害児等が容易に使用し得るもの	5年	56,400
吸引器・ネブライザー両用器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であつて、必要と認められるもの 又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等	呼吸器機能障害3級以上の児童又は同程度の身体障害児であつて、必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等	障害者等が容易に使用し得るもの	障害児等が容易に使用し得るもの	5年	69,000
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行うもの	—	障害者等が容易に使用し得るもの	—	10年	17,000
視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等（日常生活上必要と認められる世帯）	視覚障害2級以上の児童であつて、原則として学齢児以上のもの又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等（当該者の世帯が単身	障害者等が容易に使用し得るもの	障害児等が容易に使用し得るもの	5年	9,000

		世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)				
視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等(日常生活上必要と認められる世帯)	—	障害者等が容易に使用し得るもの	—	5年	18,000
視覚障害者用血圧計(音声式)	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等(日常生活上必要と認められる世帯)	—	障害者等が容易に使用し得るもの	—	5年	15,000
パルスオキシメーター	呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度の障害を有する者であって、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器を装着している者(呼吸器又は心臓機能障害以外の場合は医師が必要と認めた者)難病患者等にあつては、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器の装着が必要な者(※)	呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度の障害を有する児であつて、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器を装着しているもの(呼吸器又は心臓機能障害以外の場合は医師が必要と認めたもの)難病患者等にあつては、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器の装着が必要な者(※)	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、障害者等が容易に使用できるものは、真に必要なと認める場合に限り、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもので、難病患者等が容易に使用できるもの	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、障害児等及び介護者が容易に使用できるものは、真に必要なと認める場合に限り、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもので、難病患者等が容易に使用できるもの	5年	42,000 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもの は、 157,500
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であつて、発声・発語に著しい障害を有するもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由児であつて、発声・発語に著しい障害を有するもので、原則として学齢児以上のもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児等が容易に使用し得るもの	5年	98,800
情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢機能障害2級以上若しくは脳原性運動機能障害(上肢機能障害に限る。)の身体障害者であつて、必要と認められるもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	視覚障害2級以上又は上肢機能障害2級以上若しくは脳原性運動機能障害(上肢機能障害に限る。)の児童であつて、必要と認められるもの又は、同程度の障	パーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンを使用するにあたり障害特性に応じて必要となる周辺機器又はソフト等で	パーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンを使用するにあたり障害特性に応じて必要となる周辺機器又はソフト等で	4年	150,000

		害(※)を有する難病患者等	あって、障害者等が容易に使用し得るもの	あって、障害児等が容易に使用し得るもの		
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の身体障害者であって、必要と認められるもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	—	コンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンの画面情報を点字等により示すことのできるもの	—	6年	383,500
点字器	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	障害者等が容易に使用し得るもの	障害児等が容易に使用し得るもの	5年	10,400
点字タイプライター	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等の児童であって、原則として就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれるもの	障害者等が容易に使用し得るもの	障害児等が容易に使用し得るもの	5年	63,100
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	視覚障害2級以上の児童であって、原則として学齢児以上のもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障害者等が容易に使用し得るもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障害児等が容易に使用し得るもの	6年	85,000
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	視覚障害2級以上の児童であって、原則として学齢児以上のもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害児等が容易に使用し得るもの	6年	99,800
視覚障害者用音声コード読み上げ	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記	対応する携帯電話に接続することで、文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を読み取り、音声信	対応する携帯電話に接続することで、文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を読み取り、音声信	6年	4,980

補助アダプタ		載されているもので、原則として学齢児以上のもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	号に変換して出力する機能を補助するもので、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	号に変換して出力する機能を補助するもので、視覚障害児等が容易に使用し得るもの		
視覚障害者用読書器	視覚障害者又は、同等と認められる難病患者等(※)であって、本装置により読書が可能になる者	視覚障害児又は、同等と認められる難病患者等(※)であって、本装置により読書が可能になるもので、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用できるもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害児等が容易に使用できるもの	8年	198,000
視覚障害者用小型拡大読書器	視覚障害者又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	視覚障害児又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので、原則として学齢児以上のもの	読みたいもの(印刷物等)の上に置いて拡大された画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの	読みたいもの(印刷物等)の上に置いて拡大された画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの	5年	29,800
視覚障害者用時計	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	—	障害者等が容易に使用し得るもの	—	5年	13,300
視覚障害者用ラジオ	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	テレビ放送等の音声を受信する機能を有し、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	テレビ放送等の音声を受信する機能を有し、視覚障害児等が容易に使用し得るもの	5年	29,000
聴覚障害者用印字型	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必	聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童であって、コミュニケーション、緊急連	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な	5年	25,000

通信装置	要と認められるもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	機器であり、障害者等が容易に使用できるもの	機器であり、障害者等が容易に使用できるもの		
聴覚障害者用映像型通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であって、障害児等が容易に使用できるもの	5年	71,000
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	聴覚障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、障害児等が容易に使用し得るもの	6年	88,900
人工喉頭	音声機能障害者等、本装置により発声が可能になるもの	音声機能障害児等、本装置により発声が可能になるもの	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの、又は、顎下部等にあてた電動版を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの、又は、顎下部等にあてた電動版を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年	70,100
埋込型人工喉頭用人工鼻	音声機能障害者等であって、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの	音声機能障害児等であって、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの	発声が可能となる機器であり、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの	発声が可能となる機器であり、障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの	—	23,760 円 (月額)
(※)	令和2年9月1日より健康保険適用となっているため、健康保険が優先されるものとする。					

福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められるもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	—	障害者等が容易に使用し得るもの	—	6年	40,000
視覚障害者用図書	主に、情報の入手を点字、大活字、音訳によっている視覚障害者。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	主に、情報の入手を点字、大活字、音訳によっている視覚障害児。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	点字図書、大活字図書、DAISY図書	点字図書、大活字図書、DAISY図書	—	町長が必要と認めた額
人工内耳用電池	聴覚障害者又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等であって、現に人工内耳を装用している者	聴覚障害児又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等であって、現に人工内耳を装用しているもの	人工内耳用電池等で、次のア又はイのいずれかとする ア: 人工内耳用ボタン電池 イ: 人工内耳用充電器及び充電電池	人工内耳用電池等で、次のア又はイのいずれかとする ア: 人工内耳用ボタン電池 イ: 人工内耳用充電器及び充電電池	充電器: 3年 充電電池: 1年	ボタン電池: 2,500(月額) 充電器: 28,080 充電電池: 17,280
ストーマ装具	ストーマ造設者	ストーマ造設児	障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの	障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの	—	19,900
収尿器	高度の排尿機能障害者又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	高度の排尿機能障害児又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの	障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの	—	8,500 (月額)
紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品)	高度の排便及び排尿機能障害者並びに同程度の障害を有する常に就床を要する重度身体障害者であって医師の意見書により必要があると認められたもの、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者、便意の意思表示及び一定時排泄が困難な重度の知的障害者であり、医師の意見書により必要があると認められたもの並びに同程度の障害(※)を有する難病患者等	高度の排便又は排尿機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの	障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの	—	12,000 (月額)

居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）又は視覚障害2級以上のもの難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害がある者（※）	下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の身体障害児であって障害程度等級3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上のもの）又は視覚障害2級以上のもの難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害がある者（※）	以下に掲げる障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	以下に掲げる障害児等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	—	200,000
------------	--	---	---	---	---	---------

※難病等による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度（医師の診断書、意見書等で確認）

※給付の判断等が困難な場合には、身体障害者更生相談所に助言を求めるものとし、同機能でより低廉な価格で給付が可能となるよう、情報収集に努めるものとする